



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



**実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの
整備・運用のためのガイド
－カルテル・談合への対応を中心として－
(概要版)**

**令和5年12月
公正取引委員会**



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



本ガイド全体の概要

趣旨

- 我が国の市場における公正かつ自由な競争を促進していくためには、個々の企業が独占禁止法に関するコンプライアンスを推進することにより、競争的な事業活動が自律的に行われる環境を実現していくことが必要。

目的

- 個々の企業が実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラム^{※1}を整備・運用する際に参考となるベストプラクティスを整理したガイド（主にカルテル・談合を念頭に置いたもの^{※2}）を作成・公表することとした。

特徴

「公正取引委員会による過去の実態調査等の結果」や、「各国・地域競争当局等が作成・公表している同様のガイド」等を参考に、実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素やその意義・本質・留意点等を網羅的・体系的に整理。

左記実態調査等において実施したアンケート及びヒアリングでみられた、独占禁止法コンプライアンスに積極的に取り組んでいる企業等の「生の声」を好取組事例として紹介。

※1 企業が独占禁止法に違反するリスクや独占禁止法に違反した場合に負担することとなる不利益を適切に回避・低減するための仕組み・取組。

※2 例えば、グリーン社会の実現に向けた事業者等による共同の取組については、別途、公正取引委員会が公表している「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（2023年3月31日）を参照されたい。

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムを整備・運用するメリット

独占禁止法違反リスクや独占禁止法に違反した場合に負担することとなる不利益の回避・低減のほか、

- 独占禁止法コンプライアンスを重視する意識及び組織風土の醸成。
- 他企業との競争による良質な商品・役務の開発・販売、企業の持続的な成長・発展。
- 役職員の誇りや自信、働きがい、企業への帰属意識・貢献意欲の向上。
- 企業としての評判やブランドイメージの向上、ステークホルダーからの信頼等の向上。 ...など

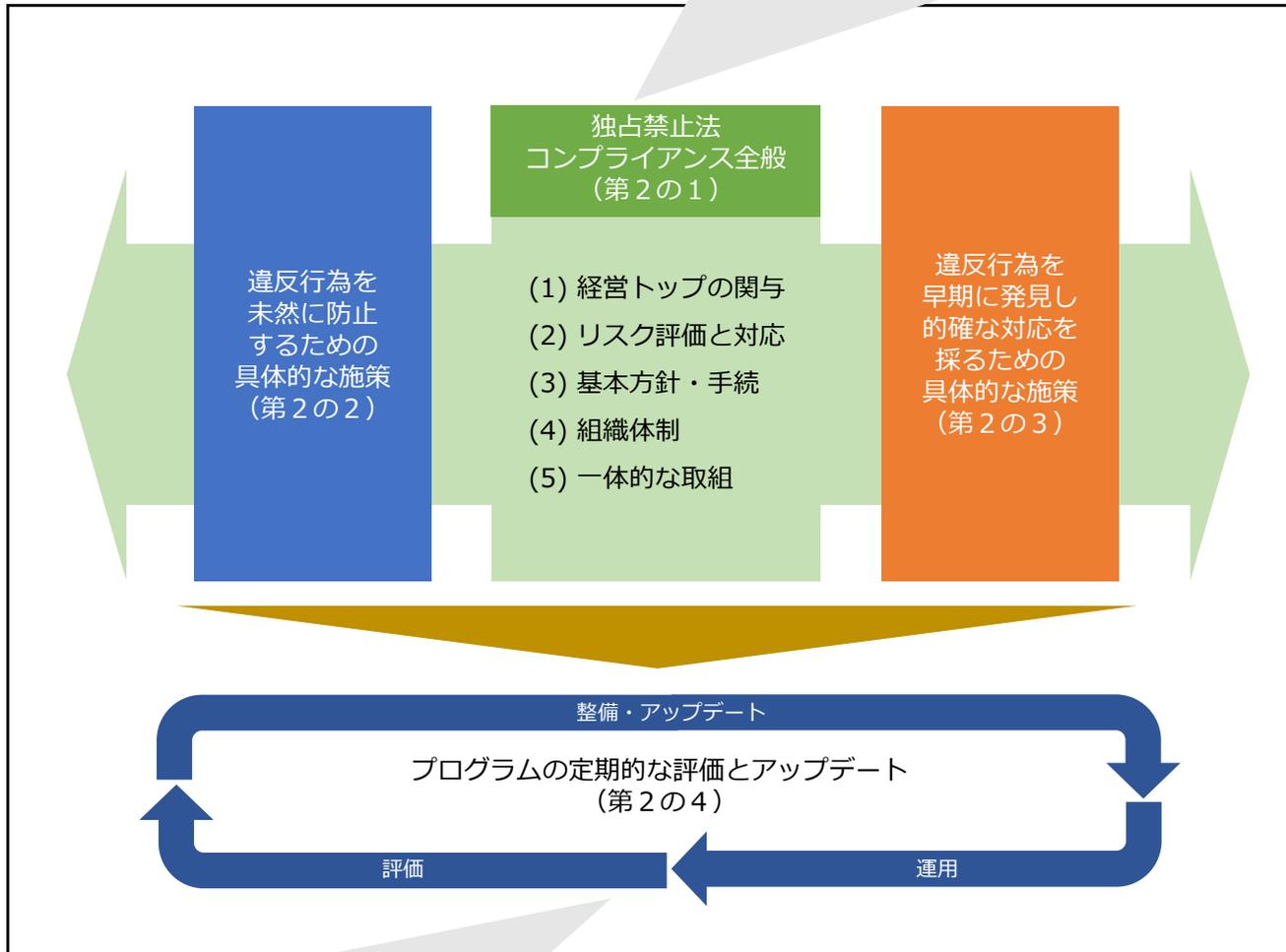
- ★ 独占禁止法コンプライアンスプログラムは、「法令遵守ツール」や「リスク管理ツール」としての機能だけでなく、「企業価値の維持・向上ツール」としての機能も有する。



実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの全体像

★ ポイント①

- 「独占禁止法コンプライアンス全般」(第2の1)は、「違反行為を未然に防止するための具体的な施策」(第2の2)及び「違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策」(第2の3)の全てに関係する要素。
- 第2の2及び3の施策に取り組む際には、第2の1の各要素を踏まえることが重要。



★ ポイント③

- 各企業が直面している独占禁止法違反リスクは、各企業の事業内容や業界慣行、競争事業者、規制環境の変化等によって時々刻々と変化し続けているため、第2の1～3の各要素の実効性等を定期的に評価し、アップデートすることが重要。

★ ポイント②

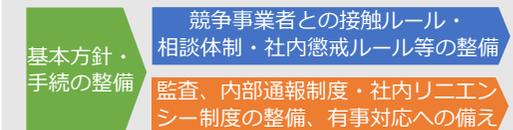
- 具体的な施策については、自社の実情や独占禁止法違反リスクに応じ、費用対効果が高いと思われる項目から優先的に取り組み、段階的に取組の範囲を広げていくことが重要。

<中小企業等における段階的な取組の一例>

【フェーズ1】



【フェーズ2】



【フェーズ3】



実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素

項目		ポイント
独占禁止法 コンプライアンス 全般 (第2の1)	(1) 経営トップのコミットメントとイニシアティブ	➤ 経営トップの本気度を社内外に明示し独占禁止法コンプライアンスを重視する組織風土を醸成。
	(2) 自社の実情に応じた独占禁止法違反リスクの評価とリスクに応じた対応	➤ 独占禁止法違反リスクが高い領域に重点的にリソースを配分し効率的に取組を推進。
	(3) 独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用	➤ 独占禁止法コンプライアンスの基本方針・手続を社内規程等として明確化し役職員に浸透。
	(4) 組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分	➤ 組織体制の明確・体系的な整理及び十分な権限とリソースの付与により実効的に取組を推進。
	(5) 企業グループとしての一体的な取組	➤ グループ単位で一体的に独占禁止法コンプライアンスを推進。
違反行為を 未然に防止 するための 具体的な施策 (第2の2)	(1) 競争事業者との接触に関する社内ルール等の整備・運用	➤ 競争事業者との接触の禁止や接触に係る申請・承認・報告等により違反行為への関与を防止。
	(2) 独占禁止法に関する社内研修の実施	➤ 研修を効果的に実施し独占禁止法コンプライアンスの重要性に関する役職員の理解を促進。
	(3) 独占禁止法に関する相談体制の整備・運用	➤ 違反行為への該当可能性に関する相談体制の整備・運用により違反行為への関与を防止。
	(4) 独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用	➤ 違反行為への関与等が懲戒処分の対象となることを明示し違反行為を抑制。
違反行為を 早期に発見し 的確な対応を 採るための 具体的な施策 (第2の3)	(1) 独占禁止法に関する監査の実施	➤ 独占禁止法に関する監査を定期的実施し違反行為の発見を促進。
	(2) 内部通報制度の整備・運用	➤ 実際に役職員に活用される内部通報制度の整備・運用により違反行為に関する通報を促進。
	(3) 独占禁止法に関する社内リエンジニアリング制度の導入	➤ 違反行為への関与を自主的に申告した場合の懲戒処分の減免を認め自主的な申告を促進。
	(4) 独占禁止法違反の疑いが生じた後の的確な対応	➤ 課徴金減免制度及び調査協力減算制度の活用を視野に入れた適切な対応を迅速に実施。
プログラムの定期的な評価とアップデート (第2の4)		➤ 定期的に独占禁止法コンプライアンスプログラムの実効性を評価・アップデート。

⇒ 次頁 (P.5) 以降、各項目の詳細について説明。



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの個々の 構成要素の詳細

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素

－独占禁止法コンプライアンス全般（第2の1）

(1) 経営トップのコミットメントとイニシアティブ

- 経営トップは、いかなる独占禁止法違反も許容しない旨の明確なメッセージを定期的かつ継続的に社内外に発信・伝達するとともに、各取組の担当部門又は担当者に十分な権限とリソース（予算・人員・設備等）を付与するなど、独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用に本気で取り組んでいることを自身の行動でも示すことが重要。

【好取組事例】

- 経営トップ自ら、「コンプライアンス違反から生まれた利益は1円たりとも要らない。」とのメッセージを全従業員向けに発信したことにより、社内のコンプライアンス意識が高まった。
- 一部の事業部門においては、談合をしなければ成り立たないといった意識があったが、「談合をしなければ成り立たない事業であれば廃止もやむを得ない。」との強いメッセージを経営トップ自ら全社員に向けて発信したことにより、この意識が大きく変わった。
- 経営トップ自らによる独占禁止法遵守に関する強い意思表示を社内イントラネット掲載の経営トップメッセージ（月2～3回）に毎回掲載している。
- 全世界の従業員に対し、日本語、英語、中国語及びドイツ語で、競争法コンプライアンスに関するビデオメッセージを配信している。
...など

(2) 自社の実情に応じた独占禁止法違反リスクの評価とリスクに応じた対応

- リスクベースアプローチにより、限られたリソースを独占禁止法違反リスクが高い領域に重点的に配分することが重要。



リスクの識別

- ✓ 自社が独占禁止法違反行為に関与することとなる具体的なシナリオを想定し、各企業が直面している独占禁止法違反リスクを洗い出す。

リスクの分析・評価

- ✓ リスクが発生する可能性とリスクが発生した場合の影響の大きさの観点からリスクの重要性を分析・評価する。

リスクの重要性
= 発生可能性 × 影響の大きさ

リスクへの対応

- ✓ 重要なリスク（発生する可能性が高く、発生した場合の影響が大きいリスク）に重点的に対応。

【好取組事例】

- 市場の特性からカルテル・談合が避けられない事業からは撤退すべきであるとする経営トップの判断の下、当該事業からの撤退を決めた。
- 主要な営業品目が世界的に数社の寡占となっている業界であるため、競争事業者とは原則として接触禁止という方針をグローバル統一ルールとして定めている。
...など

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素

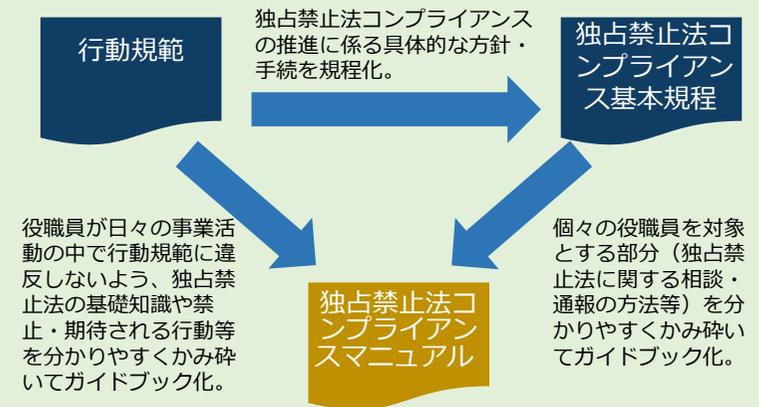
－独占禁止法コンプライアンス全般（第2の1）

(3) 独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用

➤ 独占禁止法コンプライアンスに関する基本方針・手続を以下の社内規程等として明確化した上で、役職員に浸透させることが重要。

＜独占禁止法コンプライアンスに関する社内規程等の例＞

行動規範	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業が倫理的かつ誠実に事業活動を遂行するために当該企業に属する全役職員が最低限遵守しなければならない事項を定めたもの。 ✓ 「カルテル・談合等の独占禁止法違反行為には一切関与しない。」旨を明記。
独占禁止法コンプライアンス基本規程	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用に係る基本方針・手続を包括的に定めた社内規程。 ✓ 独占禁止法コンプライアンスプログラムの目的・適用範囲のほか、本ガイドの各項目の整備・運用に関する事項を規定。
独占禁止法コンプライアンスマニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 独占禁止法コンプライアンスに関する知識や留意事項等を分かりやすく整理したガイドブック。 ✓ 主に独占禁止法に関する高度な専門知識を有していない役職員を対象とした独占禁止法コンプライアンスの浸透ツール。



【好取組事例】

- 役職員全員から「談合を行わない。談合に関与しない。」旨の行動規範に関する誓約書を毎年定期的に徴求している。
- 独占禁止法の遵守に関する基本規程を策定し、同規程に基づき独占禁止法遵守体制を構築した上で、研修・監査等を実施している。
- 実務上注意すべき点を分かりやすくまとめた独占禁止法コンプライアンスマニュアルを作成し、冊子にして従業員に配付したところ、従業員の意識・理解が高まった。
...など

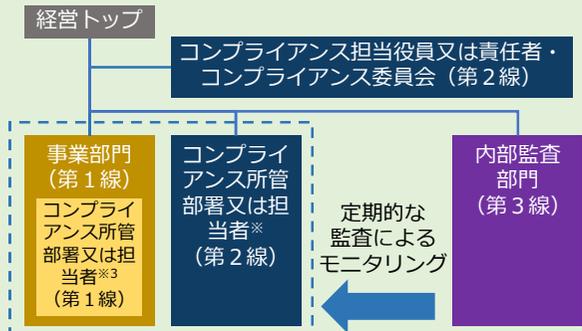
実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素

－独占禁止法コンプライアンス全般（第2の1）

(4) 組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分

➤ 自社の実情や独占禁止法違反リスクに応じ、独占禁止法コンプライアンスの取組に関する責任（業務分掌）を明確かつ体系的に整理し、取組の担当部門又は担当者に必要な権限とリソース（予算・人員・設備等）を配分することが重要。

＜3線モデルを参考にした組織体制のイメージ＞



- 3線モデルを参考にしつつ、以下のような組織が整備されることが重要。
- ✓ 全社的な取組の推進のためのコンプライアンス担当役員又は責任者（第2線）
 - ✓ 取組の進捗状況等の報告・審議等のためのコンプライアンス委員会（第2線）
 - ✓ 実働部隊としてのコンプライアンス所管部署又は担当者（第1線・第2線）
 - ✓ 専門部隊としての独占禁止法コンプライアンスの専任部署又は担当者（第1線・第2線）
 - ✓ 第1線及び第2線の取組をモニタリングするための内部監査部門（第3線）

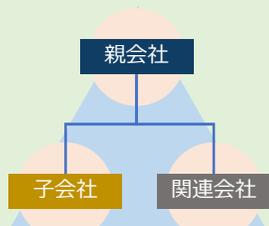
※ 独占禁止法違反リスクが特に高い企業等では、独占禁止法コンプライアンスの専任部署又は担当者を設置することも望ましい。

【好取組事例】

- 法務・コンプライアンス部門長を役員とすることにより、同役員が経営トップに対して直接報告することができるようになり、社内への影響力が高まる効果があった。
- 経営トップを委員長とするコンプライアンス委員会を設置・開催することで、経営トップ自ら常に高い意識でコンプライアンスの状況をモニタリングするとともに、経営層が独占禁止法遵守活動の内容を把握することができている。
- 独占禁止法コンプライアンスを専門的に扱う部署を設置して専従職員を配置し、独占禁止法関連の情報収集や相談対応業務、営業活動のチェック等を行っている。
- 各事業部門等にコンプライアンス担当者を設置し、競争事業者との接触に係る事前申請の途中段階でのチェックを実施している。
- 事業部門と別にコンプライアンス部門及び内部監査部門を設置したところ、監視機能が向上した。 ...など

(5) 企業グループとしての一体的な取組

➤ 独占禁止法コンプライアンスプログラムは、グループ単位で一体的に整備・運用しつつ、当該企業グループに属する個々の企業でも自社の実情に応じて整備・運用することが必要。



【好取組事例】

- 本社のプログラムを「幹」としてグローバルに展開し、海外子会社等は本社のプログラムを現地の実情に応じてカスタマイズしている。 ...など

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素 －違反行為を未然に防止するための具体的な施策（第2の2）

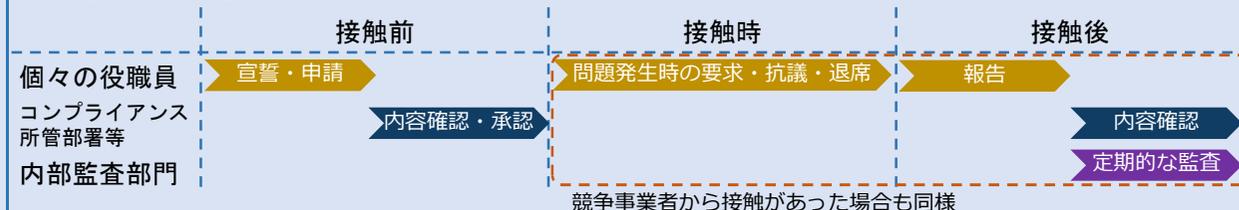
(1) 競争事業者との接触に関する社内ルールの整備・運用

➤ 独占禁止法違反リスクの回避・低減のため、競争事業者との接触に関する以下のような社内ルールの整備・運用が重要。

<競争事業者との接触の禁止等のルールの整備>



<競争事業者との接触に係る申請・承認・報告等のルールの整備>



【好取組事例】



- ・ 競争事業者との接触を原則禁止し、業務上やむを得ない理由がある場合にはコンプライアンス部門の事前承認を得ることを義務付けた。
- ・ 競争事業者が出席する会合に参加した際に独占禁止法上問題となり得る話題が持ち出された場合、これを話題としないことを要求し、要求が受け入れられないときには抗議して退席すること等をルールに規定した。
...など

(2) 独占禁止法に関する社内研修の実施

- 役職員の興味・関心を効果的にかき立て、役職員の心に残るような内容・形式の研修を行うことが重要。
- 研修の受講対象者、内容・形式、実施方法、実施時期、実施頻度等は、自社の実情や独占禁止法違反リスクに応じ、適切にカスタマイズされていることが重要。
- 独占禁止法コンプライアンスに関して相応の知見・経験を有する研修講師の選任や理解度テストの実施等、役職員の理解度の向上に向けた工夫をすることが重要。

【好取組事例】



- ・ 当事者の受注調整から立入検査・排除措置命令まで、一連の出来事を実写ドラマ化し、要所要所に「あなたならどうするか？」との問い掛けを加え、「自分事」として受講者の心理を揺さぶる内容のコンテンツとした。
- ・ 実際の営業活動をベースに事例問題を作成し、独占禁止法上の懸念点やそれを踏まえてどのように行動すべきか、ディスカッションを通じて考えることを重視した研修内容とした。
- ・ 独占禁止法違反行為に関与するリスクが特に高い営業部門の管理職に、重点的に研修を実施している。
- ・ 基本事項の徹底など、e-Learningに委ねられる部分はe-Learningに委ねる一方、対面型の集合研修については対象部門を絞ることにより、実務に即した内容になるよう努めている。
- ・ e-Learningの最後に理解度を測るための確認問題が出題され、一定の点数に達しないと受講完了にならない。採点結果も記録される。
- ・ 受講者のマンネリを防ぐため、独占禁止法に関する最新の法改正や違反事例に基づき講義資料や講義内容を毎年アップデートするなど工夫をしたことで、従業員の独占禁止法に対する理解が深まった。
...など

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素 - 違反行為を未然に防止するための具体的な施策（第2の2）

(3) 独占禁止法に関する相談体制の整備・運用

- 自身の行動が独占禁止法違反行為に該当する可能性があるか否かの判断に悩んだ場合に、ためらうことなく適切なタイミングで独占禁止法コンプライアンスの所管部署又は担当者等に相談することができる体制が整備・運用されていることが重要。
＜相談体制の整備・運用に関する工夫の例＞

他者に相談しやすい文化や組織風土の醸成のための工夫

- ✓ 独占禁止法に関する悩みや懸念があれば、必ず他者に相談することを経営トップのメッセージや行動規範等で奨励。

相談窓口の利便性の向上のための工夫

- ✓ 電話・FAXやメール、社内イントラネット等の相談フォーム、対面、Web会議システムなど、相談手段を拡充。

相談窓口の認知度の向上のための工夫

- ✓ 相談窓口の担当部署名や担当者名、相談窓口の利用方法、相談受付後の処理・対応プロセス、回答に要する期間の目安等を役職員に周知。

相談窓口の信頼度の向上のための工夫

- ✓ 必要に応じて機密性の確保にも留意。
- ✓ 相談に対して迅速かつ丁寧に対応し、現場の事業部門等と適切な信頼関係を構築。

相談に対し適切に判断するための体制面の工夫

- ✓ 相談者からの独立性、独占禁止法に関する専門性を有している者が相談に対応。
- ✓ 専門的判断が必要とされる場合に備えて、適宜弁護士等の専門家をリストアップ。

【好取組事例】



- 個別の行為が独占禁止法に違反するおそれがあるかどうかを確認することができるよう、法務・コンプライアンス部門による相談体制を充実させている。
- 営業部門が相談に来た際は、法務部門としてなるべく一緒に解決策を見つけるという姿勢で取り組んでおり、「危ないからダメ。」と言ってしまう手間は掛からないが、それでは営業部門は相談してくれなくなるため、適法・違法の判断はもとより、収益を上げるための方策を一緒に考えるようにしている。...など

(4) 独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用

- 違反行為への関与及び違反行為の未然防止・早期発見のための取組を不当に怠ることが懲戒処分の対象となることや、懲戒権者・懲戒手続・懲戒処分の内容を決定する際の基準等について、あらかじめ懲戒規程等で明確に定め、役職員に適切に周知し、公平に適用することが重要。
- 違反行為の未然防止・早期発見のための取組への協力を役職員の利益に結び付けるインセンティブ制度の導入も考えられる。

【好取組事例】



- 違反行為を行った者、行かせた者、違反行為を見過ごした者等を懲戒処分とすることを社内規程に明記し社内で周知したところ、上司が部下とよくコミュニケーションを取り、違反行為が行われていないかチェックするようになった。...など

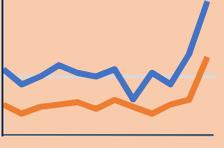
実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素

－違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策（第2の3）

(1) 独占禁止法に関する監査の実施

- 独占禁止法違反行為の発見のため、第1線の事業部門や第2線のコンプライアンス所管部署又は担当者から独立した立場の内部監査部門が独占禁止法に関する監査を定期的に行うことが重要。

＜監査の実施項目のイメージ＞

関連文書、証拠・証拠の確認	メール等のキーワード検索	アンケート・ヒアリング	データ分析
 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 競争事業者との合意書等 ✓ 競争事業者との打合せに係る議事録等 ✓ 競争事業者との接触に係る申請・承認・報告等 ✓ 旅費交通費・交際費等に関する請求書・領収書等 	 <p>PC スマートフォン</p>	 <p>アンケート ヒアリング</p>	 <p>会計データ・落札率データ等</p>

【好取組事例】



- 独占禁止法に関する社内規程の遵守状況や競争事業者との接触状況、交際費の使用状況を監査で確認している。
- 監査対象者からのヒアリングに加え、メールや旅費交通費・交際費等のチェックを行い、他社との接触の内容を確認している。
- 入札に参加した公共工事の落札率を毎月チェックし、落札率90%以上の場合には応札価格の決定プロセスを調査している。 ...など

(2) 内部通報制度の整備・運用

- 令和2年改正公益通報者保護法への対応を前提に、内部通報制度が役職員に認知され、実際に活用されることが重要。
- ＜内部通報制度の活用に向けた工夫の例＞

声を上げやすい文化や組織風土の醸成のための工夫	通報窓口の利便性の向上のための工夫	通報窓口の認知度の向上のための工夫	通報窓口の信頼度の向上のための工夫
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 独占禁止法違反の事実を見聞きした際に適切な窓口で報告・相談することを経営トップのメッセージや行動規範等で奨励。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社外の法律事務所等への通報窓口の設置、通報手段の拡充（電話・FAX・メール・社内イントラネットの通報フォーム・郵送等）、匿名通報の許容。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通報窓口の担当部署名や担当者名、通報窓口の利用方法、通報受付後の処理・対応プロセス等を役職員に周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通報に関する秘密の厳守。 ✓ 通報者への不利益取扱いの禁止。 ✓ 全ての通報の適切な処理、役職員へのフィードバック。

【好取組事例】



- 令和2年の公益通報者保護法の改正等、法改正や社会情勢の変化に合わせて内部通報制度を見直している。
- 内部通報を活用した声を上げることの重要性をCEO等が発信し続けた結果、内部通報制度の認知度及び利用件数が大幅に向上した。
- 自社の内部窓口だけでは通報しにくい実態があったため、弁護士事務所等の外部窓口も設置した結果、通報件数が大幅に増加した。
- 独占禁止法コンプライアンスマニュアルに独占禁止法違反も通報対象となることや通報先・通報フローを明記して周知・徹底している。
- 社内規程において、通報者の秘密の厳守、通報者探しの禁止、通報による解雇等の不利益な取扱いの禁止を規定するとともに、これらの規定に対する違反があった場合の救済措置を規定している。 ...など

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素

－違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策（第2の3）

(3) 独占禁止法に関する社内リニエンシー制度の導入

- 違反行為の関与者に自主的な申告及び社内調査への協力のインセンティブを付与するため、自らの関与を自主的に申告し社内調査に協力した場合に懲戒処分の減免を認める社内リニエンシー制度を導入するのが望ましい。
- 社内リニエンシー制度を導入する場合、懲戒処分の減免の条件及び内容を社内規程等で明確化した上で、役職員に適切に周知することが望ましい。

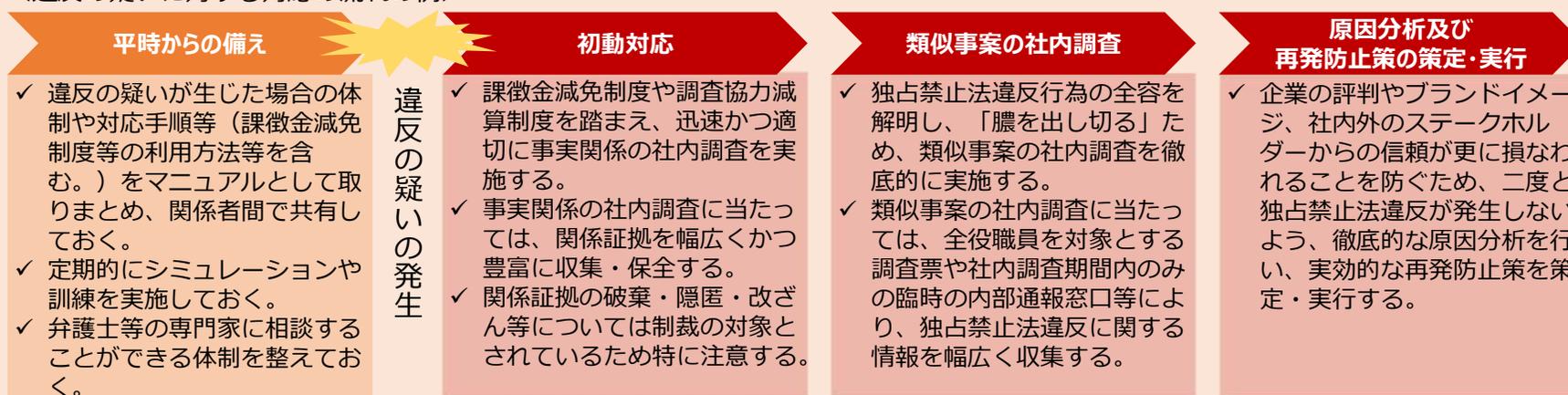
【好取組事例】



- 違反行為の自主的な通報につき、通報時期、内容、会社の損害軽減への寄与度に応じ、処分を軽減することがある旨を規定している。
- 違反行為の関与者等から通報があった場合、最初に通報を行った者に対しては懲戒処分を免除することができることとしている。...など

(4) 独占禁止法違反の疑いが生じた後の的確な対応

- 以下のような流れで課徴金減免制度や調査協力減算制度の活用を視野に入れた適切な対応が迅速に行われることが重要。
＜違反の疑いに対する対応の流れの例＞



【好取組事例】



- 有事の際に従業員が証拠隠滅等を行うことがないように、分かりやすい表現で記載したマニュアルを作成し、周知している。
- 違反の疑いが生じた際には、直ちに関係証拠の収集・保全を行い、当局の調査に真摯に対応することとしている。
- 公正取引委員会の立入検査をきっかけに他の商品の調査を行ったところ、違反行為を発見し課徴金の減免を受けることができた。...など

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素 -プログラムの定期的な評価とアップデート (第2の4)



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

プログラムの定期的な評価とアップデート (第2の4)

➤ 定期的に独占禁止法コンプライアンスプログラムの実効性を評価し改善すべき点があればアップデートしていくことが重要。



【好取組事例】

- 監査において独占禁止法コンプライアンスプログラムの遵守・運用状況を確認した上で、不備があれば被監査部署が必要な是正・改善を行うとともに、他の部署にも是正・改善策を水平展開することで、談合排除に向けたPDCAサイクルを回し続けることができています。
- コンプライアンス浸透度調査として、毎年全ての社員に対し無記名式のアンケートを実施している。
- 役職員に対する意識調査により、役職員の独占禁止法遵守意識の継続的なモニタリングと啓発を実施している。
...など



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



参考資料

参考① 公正取引委員会が過去に実施した独占禁止法のコンプライアンスに関する調査報告書



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

公表時期	タイトル	調査対象
平成18年 5月	企業におけるコンプライアンス体制について —独占禁止法を中心とした整備状況と課題—	東証一部上場企業 (1,696社)
平成19年 5月	建設業におけるコンプライアンスの整備状況 —独占禁止法を中心として—	大臣許可業者 (1,700社)
平成20年 5月	外資系企業等におけるコンプライアンスの整備状況及び弁護士の立場からみた 企業コンプライアンスに関する調査 —独占禁止法を中心として—	外資系企業 (1,466社)
平成21年 3月	企業におけるコンプライアンス体制の整備状況に関する調査 —独占禁止法改正法施行（平成18年 1月）以降の状況—	東証一部上場企業 (1,738社)
平成22年 6月	企業における独占禁止法に関するコンプライアンスに関する取組状況について —コンプライアンスの実効性を高めるための方策—	東証一部上場企業 (1,684社)
平成24年11月	企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について	東証一部上場企業 (1,681社)
平成27年 3月	我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況について ～グローバル・ルールとしての取組を目指して～	東証一部上場企業 (1,814社)
平成28年12月	事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について	事業者団体 (1,041団体)
令和 2年 6月	協同組合等における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について	協同組合等 (1,781組合)
令和 5年 6月	排除措置命令における再発防止策に関する効果検証報告書	過去に不当な取引制限 に係る排除措置命令等 を受けたことのある 事業者のうち719社

参考② 本ガイドの作成に当たり参照した各国・地域競争当局等のガイド等

【国際機関等】

機関等名	発行者	公表時期※	タイトル
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	2021年	Competition Compliance Programmes
ICN	International Competition Network Advocacy Working Group	2021年	Report on Competition Compliance
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations Secretariat	2018年	Competition Compliance Toolkit for Businesses in ASEAN
ICC	International Chamber of Commerce	2013年	THE ICC ANTITRUST COMPLIANCE TOOLKIT

【各国・地域競争当局】

国・地域名	発行者	公表時期※	タイトル
米国	U.S. Department of Justice Criminal Division	2023年3月	Evaluation of Corporate Compliance Programs
	U.S. Department of Justice Antitrust Division	2019年7月	Evaluation of Corporate Compliance Programs in Criminal Antitrust Investigations
フランス	Autorité de la concurrence	2022年5月	Framework document of 23 May 2022 on competition compliance programmes
英国	Competition and Market Authority	2020年9月	Competition law risk: a short guide
スペイン	Comisión Nacional de los Mercados y la Competencia	2020年6月	ANTITRUST COMPLIANCE PROGRAMMES GUIDELINES
ペルー	Instituto Nacional de Defensa de la Competencia y de la Protección de la Propiedad Intelectual	2020年3月	GUIDELINES ON COMPETITION COMPLIANCE PROGRAMS
メキシコ	Mexican Federal Economic Competition Commission	2019年8月	Recommendations for complying with the Federal Economic Competition Law
イタリア	Autorità Garante della Concorrenza e del Mercato	2018年9月	GUIDELINES ON ANTITRUST COMPLIANCE
インド	COMPETITION COMMISSION OF INDIA	2017年5月	COMPLIANCE MANUAL FOR ENTERPRISES
韓国	Korea Fair Trade Commission	2016年5月	RULES ON OPERATION OF FAIR TRADE COMPLIANCE PROGRAMS, OFFERING OF INCENTIVES, ETC
ブラジル	Administrative Council for Economic Defense	2016年1月	GUIDELINES COMPETITION COMPLIANCE PROGRAMS
カナダ	Competition Bureau	2015年6月	Corporate Compliance Programs
マレーシア	Malaysia Competition Commission	2013年9月	THE COMPETITION ACT 2010 COMPLIANCE GUIDELINES
チリ	National Economic Prosecutor's Office	2012年6月	COMPETITION LAW COMPLIANCE PROGRAMS
欧州連合	European Commission	2012年	Compliance matters

※ 公表時期は初出時期又は最終改訂時期を記載。